



資料作成や窓口での対応など業務はさまざま

他の職種も募集予定

事務職や土木職以外の職種も任期付短時間勤務職員として募集します。パートタイム勤務で1年雇用の会計年度任用職員も募集予定です。詳しくは、市ホームページ「新着情報」に随時掲載します。

市ホームページ「職員採用情報」へ詳しくはQRコード



詳細は12月21日(月)から申込書は、12月21日(月)から市ホームページでダウンロードできます。郵便請求もできます。
 〇人事厚生課 (☎0942・309056、FAX0942・309706)

詳細は12月21日(月)から

任期付短時間勤務職員

久留米に愛着を持ち、久留米のために働きたい人材を募集します。任期がある、週30時間勤務の職員で、職種は一般事務職を15人、土木職3人、障害者対象の一般事務職2人です。
 期末勤勉手当や通勤手当の支給もあります。仕事の内容は、各種申請の受け付けや事業の企画運営など、配属される場所です。さまざまです。正規職員と同様の業務を行います。

■受験資格 来年3月31日時点で62歳以下の人 ■土木職 申込日時点で土木に関する職務に3年以上勤務した人。今年度末で、土木に関する学科に3年以上在学する見込みの人 ■障害者対象の一般事務職 身体障害者手帳の1〜6級の交付を受けている人や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。療育手帳の交付を受けている人。知的障害者更生相談所などにより知的障害者と判定されている人
 ■任用期間 来年4月1日から3

年間。業務の状況などにより最大2年間の更新あり
 ■試験内容 【一般事務職・土木職】1次試験・基礎能力試験、適性検査。2次試験・面接試験
 【障害者対象】1次試験・基礎能力試験、適性検査、面接試験
 いずれも1次試験は久留米シティプラザで1月31日(日)に実施
 ■申込締切 電子申請は1月4日(月)から18日(月)17時15分まで。郵送は14日(日)(消印有効)まで。持参による申し込みはできません

冬期職員採用試験

あなたの知識や経験を生かして

人事行政の運営状況

市職員の給与や職員数をお知らせします

久留米市は、市政の透明性や公平性を保つため、市民の皆さんに職員の給与の状況などを公表します。☎人事厚生課 (☎0942・309056、FAX0942・309706)

◆特別職の月額報酬等の状況 (2年4月1日時点)

区分	給料	区分	報酬
市長	1,097,000円	議長	683,000円
副市長	897,000円	副議長	616,000円
		議員	582,000円

※期末手当の支給割合は3.40カ月分です

◆期末・勤勉手当の状況 (2年4月1日時点) 単位：カ月分

区分	久留米市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.30	0.95	1.30	0.95
12月期	1.30	0.95	1.30	0.95
合計	2.60	1.90	2.60	1.90

※市・国共に、職位に応じた加算があります

◆平均給料月額、平均年齢の状況 (2年4月1日時点)

区分	久留米市		国	
	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	325,287円	42歳7カ月	327,564円	43歳2カ月

※一般行政職とは、福祉や民生、農政、商工、土木などの事務に従事する職員です

◆一般行政職の初任給の状況 (2年4月1日時点)

区分	久留米市	国	県内の民間企業
大学卒	188,700円	186,700円	204,381円
高校卒	154,900円	150,600円	165,748円

※県内の民間企業の初任給は、県の実態調査の額です

◆人件費の状況 (元年度普通会計決算)

歳出額 (A)	1,288億3,358万円
人件費 (B)	151億2,288万円
人件費率 (B/A)	11.7%
前年度の人件費率	11.9%

※
 1. 普通会計は地方公共団体間の財政状況を比較するための会計です
 2. 人件費 (B) には特別職に支給される給与、報酬などを含まず

◆職員給与費の状況 (元年度普通会計決算)

職員数 (A) 1,659人		
給与費	給与	67億8,013万円
	職員手当	14億5,310万円
	期末・勤勉手当	27億6,217万円
	合計 (B)	109億9,540万円
1人当たりの給与費 (B/A)		663万円

※
 1. 職員数は、一般行政部門と特別行政部門の職員数の合計です
 2. 職員手当には、退職手当を含みません

◆部門別職員数状況 (各年4月1日時点) 単位：人

区分	職員数		対前年増減比
	元年度	2年度	
一般行政部門	1,384	1,368	-16
特別行政部門	275	288	13
公営企業等部門	226	224	-2
合計	1,885	1,880	-5

※
 1. 職員とは、一般職に属する職員のこと、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、市長などの特別職や教育長、非常勤職員を除いた実配置数です
 2. 一般行政部門とは、議会や総務、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木の部門です
 3. 特別行政部門とは、教育部門で、市立高校職員を含みます
 4. 公営企業等部門とは、水道、下水道、国民健康保険、競輪、市場、介護保険、後期高齢者医療などの部門です

令和元年度の職員の採用や勤務条件、服務などの人事行政の運営状況については本庁舎地下1階行政資料コーナーや市ホームページで公表しています。

市ホームページ「人事行政の運営等の状況の公表」へ



保存樹木や市民の森に奨励金を交付

緑のシンボルを未来に残す

緑を守り育てる

市は、民有地にある大きな木や神社内の木、憩いの森などを未来に残すために、所有者や維持管理を行う団体に、費用の一部を助成しています。枝が折れたり、腐ったりしていない健全な状態で、適正に維持管理されているものが対象です。
 所有者の承諾後、大きさや状態を確認し、指定書を交付します。指定された木や森にはプレートや看板を設置。指定期間は5年で自動更新されます。



平成29年10月に歴史の森に指定された北野天満宮

■金額 ①一本当たり年間3000円。②4本以上は、③④と同額。③④一本から10本までは1万円、11本から20本までは2万円、21本以上は3万円
 ◎公園緑化推進課 (☎0942・309087、FAX0942・309707)

①保存樹木 地上から1・5mの幹周りが1・5m以上か、高さが15m以上
 ②保存樹木 木々を形成する土地の面積が500㎡以上
 ③市民の森 神社の敷地や、地域住民の憩いの場所。土地の所有者と維持管理を行う団体が、利用協定を結んでいること
 ④歴史の森 文化財指定の神社や寺院の境内など歴史的価値があり、地域のシンボルになっている場所

市ホームページ「保存樹木、市民の森、歴史の森」へ詳しくはQRコード

